

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 <sup>フリガナ</sup> 株式会社名阪設備  
 住所 <sup>フリガナ</sup> 奈良県天理市石上町607-1  
 代表者氏名 <sup>フリガナ</sup> 代表取締役 菅野 清正  
 電話番号 TEL 0743-65-2566  
 FAX番号 FAX 0743-65-3370  
 メールアドレス



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 **株式会社 名阪設備**  
住 所 **奈良県天理市石上町607-1**  
代表者氏名 **代表取締役 菅野 清正**



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カメイハンセン ビ <b>株式会社 名阪設備</b>		
住 所	<b>奈良県天理市石上町607-1</b>		
フリガナ 代表者の氏名	スガノ キヨマサ 代表取締役 <b>菅野 清正</b>		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
事業者住所	〒632-0016 天理市川原城町38-1	〒632-0011 天理市石上町607-1	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

## 履歴事項全部証明書

奈良県天理市石上町607番地の1  
株式会社名阪設備

会社法人等番号	1500-01-006768		
商号	株式会社名阪設備		
本店	奈良県天理市石上町607番地の1		
公告をする方法	官報に掲載してする		
会社成立の年月日	平成17年7月6日		
目的	1 土木建築工事の請負 2 上下水道工事の請負 3 空調衛生設備の施工 4 舗装工事の請負 5 造園工事の請負 6 不動産の売買、賃貸借、管理およびその仲介 7 不動産の有効利用に関する企画、コンサルタント業 8 コンピュータ機器、ソフトウェアの開発および販売 9 前各号に付帯する一切の業務 平成23年 6月27日変更 平成23年 6月28日登記		
発行可能株式総数	1万株		
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 4000株		
資本金の額	金4000万円		
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。		
役員に関する事項	取締役	菅野 是清	
			平成21年10月30日重任 ----- 平成22年 3月19日登記
	取締役	菅野 清正	
			平成21年10月30日重任 ----- 平成22年 3月19日登記
	取締役	菅野 はるみ	
			平成21年10月30日重任 ----- 平成22年 3月19日登記

奈良県天理市石上町607番地の1  
株式会社名阪設備

	奈良県天理市川原城町381番地 代表取締役 菅野 清正	平成25年 7月 6日就任 ----- 平成25年 7月 8日登記
	監査役 菅野 清栄	平成21年10月30日重任 ----- 平成22年 3月19日登記
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 3日登記
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 3日登記
登記記録に関する 事項	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により 平成18年 3月22日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 2年 8月18日

奈良地方法務局  
登記官

南 英 樹



# 定 款

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社名阪設備と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木建築工事の請負
2. 上下水道工事の請負
3. 空調衛生設備の施工
4. 舗装工事の請負
5. 造園工事の請負
6. 不動産の売買、賃貸借、管理およびその仲介
7. 不動産の有効利用に関する企画、コンサルタント業
8. コンピューター機器、ソフトウェアの開発および販売
9. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を奈良県天理市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する。

## 第2章 株 式

(発行する株式の総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は、10,000株とする。

(株式の不発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行しないものとする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(名義書換)

第8条 当会社の株式について名義書換を請求するには、当会社所定の書式による請求書に、株主または相続人その他の一般承継者および株式を取得した者が署名または記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、次の場合は、株式を取得した者が単独で請求することができる。

1. 株式を取得した者が、株主または、その一般承継人に対して名義書換の意思表示をすべきことを命ずる確定判決を得てこれを証する書面を提出して請求するとき。
2. 株式を取得した者が、株主が名義書換の意思表示をする旨記載した和解調書その他前号の確定判決と同一の効力を有するものを提出して請求するとき。
3. 株式取得者が商法第204条の2 第5項の指定買受人である場合において、当該指定買受人が代金を支払い、または供託したことを証する書面を提出して請求するとき。
4. 株式を取得した者が、商法第224条の4第1項の規定による株式の競売による代金を納付したことを証する書面を提出して請求するとき。
5. 株式を取得した者が、株主の相続人その他の一般承継人である場合において、相続を証する書面その他の一般承継を証する書面を提出して請求するとき。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当会社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式に当事者が記名押印をしてしなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第10条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第11条 当会社は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主とする。

2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告または通知をして基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第12条 当会社の株主及び質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所および印鑑を当社に届け出なければならない。届け出事項に変更が生じたときも、その事項につき同様とする。

### 第3章 株主総会

(株主総会)

第13条 当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(招集および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により代表取締役がこれを招集し、その議長になる。ただし、代表取締役に差し支えあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(招集手続き)

第15条 株主総会の招集は、会日より1週間前に各株主に対して招集通知を発するものとする。

2 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合のほか、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。

2 商法第343条に定める決議（商法第343条が準用される場合も含む）は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。

(議決権の代理行使)

第17条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 代理人が株主総会において議決権を行使しようとするときは、株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに会社に提出しなければならない。

ない。

## 第4章 取締役、監査役、代表取締役及び取締役会

(取締役および監査役の員数)

第18条 当社の取締役は、5名以内とし、監査役は2名以内とする。

(取締役および監査役の選任)

第19条 当社の取締役及び監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役および監査役の任期)

第20条 取締役の任期は、就任後10年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結までとし、監査役の任期は、就任後10年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

3 任期満了前に退任した監査役の補欠として、選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会の招集および議長)

第21条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長になる。社長に事故のあるときは、あらかじめ取締役会で定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

2 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(代表取締役)

第22条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役1名を選任する。

(取締役会の決議)

第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

(報酬)

第24条 取締役及び監査役の報酬は、それぞれ株主総会の決議をもって決める。

## 第5章 計 算

(営業年度)

第25条 当社の営業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年間とする。

(利益配当)

第26条 利益配当金は、毎営業年度末日現在における株主名簿に記載された株主または質権者に対して支払う。

2 利益配当金はその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

令和  
平成 2 年 8 月 19 日

現行定款に相違ありません。

奈良県天理市石上町607番地の1

株式会社名阪設備

代表取締役 菅野 清 正

